

仕 様 書

1 件名

保育所空調設備フロン漏えい点検等業務委託

2 履行場所及び対象機器一覧

府中市立保育所 8 箇所

(東・西・中央・北山・住吉・三本木・美好・日吉保育所。別紙 1 及び定期点検一覧のとおり。)

別紙 1 「保育所全施設 空調機器表」を参照し、圧縮機を駆動する電動機定格出力または原動機定格出力が 7.5kW 以上の機器を対象とする。

EHP・・・北山、住吉、三本木、日吉

GHP・・・東、西、中央、美好

3 内容

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 27 年 4 月 1 日施行。以下、「フロン法」という。)」において管理者に課せられる「定期点検」を「十分な知見を有する者」により実施する。(フロン法における「簡易点検」は含まない。)

点検日は、各機器の前回点検実施日を起算とし、3 年を超えない範囲で実施すること。また、点検時期は可能な限り前回点検日から 3 年満了日に近接する日程とし、過度な前倒しとならないよう留意すること。

【前回点検実施年度】

令和 8 年 1 2 月実施予定

(具体的な日程は、決定後に通知する。)

4 その他

点検・作業日時は、主に平日及び土曜日の 9 時 30 分から 16 時までの間とし、保育所の運営上支障が生じる時間帯(昼食や午睡時間帯等)を除く。なお、具体的な日時は事前協議のうえ決定する。

作業終了後、速やかに点検結果報告書を作成し提出すること。

ただし、点検作業実施中に緊急の不良個所を発見した場合は、直ちに当該保育所長に報告すること。

別紙 1「保育所全施設 空調機器表」の内容が現況と異なる場合は、現況の状況を優先して点検するとともに報告書を作成し、保育支援課へ連絡すること。

本仕様書に定めがない事項及び作業の実施にあたって疑義が生じた場合は、市と受託者が協議してこれを定めるものとする。